

五島市産業廃棄物海上輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の二次離島における産業廃棄物の適正かつ円滑な処理を促進するため、予算の定めるところにより、海上における産業廃棄物の輸送のための船舶運賃（以下「海上輸送費」という。）を負担した産業廃棄物収集運搬業者等に対し、産業廃棄物海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。ただし、五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年五島市条例第131号）第20条各号に掲げる産業廃棄物及び公共工事により生じたものを除く。
- (2) 海上輸送 産業廃棄物を二次離島から福江島に搬出するため、定期船又はチャーター船を使用して輸送することをいう。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者
 - イ 法第14条第1項ただし書の規定による環境省令で定める者
 - ウ 事業活動により発生する産業廃棄物を自ら運搬する市内事業者
 - エ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- (4) 市内事業者 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは事業所を有する法人をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、海上輸送を行った産業廃棄物収集運搬業者等とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる産業廃棄物に係る海上輸送費（チャーター船に係る海上輸送費は、定期船によることが困難である

と認められる場合に限る。)とする。

(1) 市内事業者の事業活動(建物の解体、新築、増改築等を除く。)により発生する産業廃棄物

(2) 市内事業者が請け負って実施する建物の解体、新築、増改築等により発生する産業廃棄物。ただし、市内に住所を有する個人が所有し、又は管理する建物に係るものに限る。

(3) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、前条第3号ウに規定する者が申請する場合の補助対象経費は、前項各号に掲げる産業廃棄物で、その容積がおおむね1立方メートルを超えるものに係る海上輸送費とする。

4 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とする。

(申請書の提出期限)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、海上輸送を行った日の翌日から起算して2月を経過する日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物海上輸送個別実施明細書(様式第1号)

(2) 船舶会社等が発行する海上輸送費の支払額を証明する領収書

(3) 法第12条の3第1項の規定により産業廃棄物の運搬又は処分を委託した者(以下「委託者」という。)から交付を受けた産業廃棄物管理票の写し

(4) 委託者への請求明細書の写し(第2条第3号ウに規定する者が申請する場合を除く。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付手続の特例)

第6条 この補助金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による交付の決定及び額の確定の通知は、産業廃棄物海上輸送費補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第2号)により行うものとする。